議 事 録

时文 于 以			
会議名	第8回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会		
開催日時	令和4年8月24日(水)14時00分から16時20分		
開催場所	寒	川町役場 東分庁舎2階 第1会議室	
出席者名、欠 席者名及び 傍聴者数	【出席者】 <委員> 屋敷和佳(副委員長)、伊藤満夫、門脇崇、椎谷智晃、齋藤正信、露木武光、米山明夫、河村卓丸、臼井浩美、宮良研和、高橋一之、平戸芹香、深澤文武、野﨑誠、戸村孝、伊藤研 <事務局> 教育政策課専任主幹(兼)学校教育課専任主幹:押味亨、教育政策担当副主幹:千野あずさ、教育政策担当主任主事:三澤功一学校教育課長:黄木悟教育施設給食課長:水越豊 【欠席者】 <委員> 山﨑俊裕(委員長)、田村丈晴 【傍聴者】なし		
議題	(1)学校の配置に関する検討について (2)事例紹介について		
決定事項	・学校配置案に関する検討比較項目について概ね合意。修正点等については次回会議にて検討する。		
公開又は非 公開の別	公開	非公開の場合その 理由 (一部非公開 の場合を含む)	

○開会

議事の経過

【事務局(内田教育次長)】 皆様、こんにちは。第8回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会を開催したいと思います。

議事までの間、進行を務めます、教育次長の内田でございます。よろ しくお願いいたします。

本日は、山﨑委員長、寒川高校校長の田村委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、伊藤委員が来られていませんが後ほど見えられると思われます。また、高橋委員、椎谷委員、露木委員及び町職員の深澤委員、野﨑委員、戸村委員、伊藤委員におかれましては、オンラインでの参加となっております。

ということで、本日の出席委員は現在、15名でございますので、寒川町立小・中学校適正化等検討委員会設置要綱第6条の規定により、半数以上の委員が出席されており、本日の会議の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<資料の確認 資料N01~2>

本日の傍聴者はございません。

それでは、以後の進行でございますけれども、本日、先ほど申しましたとおり、山﨑委員長が欠席でございますので、本日の進行につきましては、屋敷副委員長にお願いしたいと存じます。屋敷副委員長、よろしくお願いいたします。

【屋敷副委員長】 皆さん、こんにちは。山﨑委員長が欠席でございますので、代わりまして屋敷が議事の進行を務めさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、次第の2になります。議事録承認委員の指名をいたします。承認委員は、名簿順に指名することとしておりますので、前回からの引き続きとなりまして、今回は、齋藤委員と露木委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。露木委員、よろしいでしょうか。

(「了承」の声あり)

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

それでは、齋藤委員、露木委員、よろしくお願いいたします。 それでは、3の議題に入ります。 まず、(1)学校の配置に関する検討についてでございます。こちらについては前回の検討委員会において、学校の配置候補を15パターンから4パターンに選定したということです。

今回はその4パターンを詳細に検討する項目についてご意見をいた だき、比較検討の項目を決定したいと思います。

そして、決定した検討項目により、次回の検討委員会で学校配置のほうを選定していく予定ですので、よろしくお願いいたします。項目数が多いため、3つに分けて進めたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局より次の資料を説明【事務局(千野教育政策担当副主幹)】

・資料NO.1 配置パターン別検討比較表(第2段階)(案)項目NO.1~6 について

【屋敷副委員長】 今、項目の1から6について、ご説明をいただいたところであります。特に規模とか通学条件については、既にこれまでの15パターンのところでも絞る過程において議論したところでありますが、それをさらにAからDの4パターンあるものについて、より細かく見ていくということで、これらの項目についても新たな検討項目ということで加えているところであります。

これにつきまして、事務局の説明につきまして、何かご質問等がございましたら、またはその後、ご意見がありましたら、伺いたいと思います

まず、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

【委員】 今の通学路の通学条件について。これは今、既存の考えからすると、今お話があったと思うんですが、例えば学校の特性を生かすという視点を加味するとどうなるかとも考えられます。

例えば特性を生かして、いわゆる距離ではなくて、学校を選択できる という場合には、当然、ここでいう2キロ、3キロというのは超える場 合があると思うんですね。その場合についてはどうするのかということ がある。

というのは、これは今の状況説明ですと、あくまでも従来の基本の学校の基盤として考えるとこういう考え方。だけれども、今までお話しした場合にあったように、それぞれ中高一貫、あるいは小・中一貫であっても、特性を生かすというところであれば、それぞれの特徴を選んだ場合には、その距離の枠外になってしまう。いわゆる2キロ、3キロ以外

になってしまう場合もあるんじゃないか。その場合はどうするんだとかというところがちょっと分からないので、説明をお願いします。

【事務局(高橋教育政策課長)】 今のお尋ねについて、表項目の番号でいいますと4番になるかと思いますけれども、通学の条件の中で、小学校おおむね2キロ、中学校おおむね3キロという通学条件について、これは基本方針の中でも基本的な考え方ということでうたわせていただいておりますが、今、委員からご指摘があった部分については、内容でいうと学校を選択できるということでよろしいですか。

【委員】 そうです。

【事務局(高橋教育政策課長)】 その場合、通常はお住まいの最寄りの学校に行くということになりますので、そう考えた場合には、ここで示しているとおり、この2キロ、3キロの円の中に入るのかということをチェックしていきたいということでございます。

今、ご指摘のあった、仮に今後そういう特性を出して学校を選べるような形ができるようになった場合には、当然2キロ、3キロというのは当てはまらない形になってくると思います。選択制の場合は2キロ、3キロなどの基準はとれないと考えられます。ここではあくまでも学校選択制は一旦、脇に置いて、通常の居住地域で通学するとなっている学校に通う場合を想定しての考え方になります。そのように考えていただければと思います。

【委員】 基本的にこの2キロ、3キロを選定条件としてという考え方と、それからこの会議の前段、前の会議の中でもありましたけれども、単に教室が少なくなるとか、生徒数が少なくなるとか、だからというんじゃなくて、どういうふうな教育制度を含めて充実させていくかというところも並行して考えていかなきゃいけないですよねという話も出てくると思います。

今、高橋課長が言われているように、全部既存で考えてくれってなる と、それはそれで理解できますけれども、その前に、教育制度について 確認などすることが必要と思うんですけれども。

【事務局(高橋教育政策課長)】 ご意見ありがとうございます。

今、教育内容をどう特色を出していくかという少し発展的なお話になってきていると思います。他の自治体では選択した場合にむしろ選ばれなかった学校が本当に小規模校になってしまってという事例もあるという中で、寒川の教育の在り方としてどうしていくべきかというお話はこれまでも出てきていたかと思います。

基本はやはり寒川町内で教育格差が生まれないという意味で、どこの

学校に通っても等しくすばらしい教育が受けられるという条件をつくっていくということが基本の考え方でございますので、その1つの主眼として小・中一貫教育というものですね。新しい学校の形という中で、そういうところでまずは特色を出していこうと考えております。

学校選択制を目指すべきといいますか、やり方としてどうかということは、今後の状況に応じて考えていくべきかと思っておりますが、基本の考え方としては、今、申し上げたとおり、お住まいの地域の学校に通うこと。寒川町内どこであっても小学校、中学校、等しくすばらしい教育が受けられるということを目指したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【屋敷副委員長】 基本的には今回のこの検討委員会のスタンスは、公共施設の再編整備というところからまずはスタートしています。学校の特色という点については、先ほどお話がありましたように、また今回も幾つか項目が最後のほうに載っておりますけれども、小・中一貫教育であるとか、コミュニティー・スクールであるとか、あるいは少人数学級というところを一つの目玉にしようということで合意いただいたところであります。

委員からご発言がありました個々の学校の特色を出して、選択を認めるということも1つの検討の方向ではないかということではありますが、これを今の時点で入れてしまいますと、全体を大きく今後のこの検討委員会の前提が元に戻って、基本の部分をもう1回、再設定し直さなければならないという問題がございます。

この点については、私個人的には、例えば、コミュニティー・スクールになって、個々の学校のコミュニティー・スクールの委員の意見を踏まえて、学校の特色を出していくということになり、その特色がほかの学校から見て、これはなかなかすばらしいので、うちの子にはここに行かせたいというふうな要望が今後、出るようなことがあれば、それは一つの政策の検討の方向として、非常に意味があるのではないかというふうには考えます。

ただ、全国的な流れとしましては、平成17、18年ですか、もっと前ですか、その辺りに国のほうも通学区域の弾力化について、いろいろ検討したことが、臨時教審でも議論されて、通学区域を撤廃するあるいは周辺の通学区域には通学の希望によっては学校の学級数の問題がなければ認めようという動きはかなり活発になりました。

しかしながら、その後、どうなったかというと、ごく一部の自治体だけがそれを維持しているという状況でございます。それはどういうこと

かというと、学校と地域の関係が非常に難しくなってきて、学校でいろいる指導しようにも、通学区域からかなり遠くから来ていらっしゃるお子さんであるということもあったり、あるいはなかなか保護者会にも来ていただけないということが実際、いろいろあったには聞いております。そういった意味でも学校と地域の連携、家庭との連携はなかなか難しくなってきてしまった自治体も幾つかあります。

それから、学校の選択ということで、先ほど事務局から説明がありましたように、人気のある学校とそうじゃない学校があって、小規模校がますます小さくなってきて、統廃合を検討せざるを得ないことがあったというふうなことも一部では起きていますし、そもそも学校選択制が脚光を浴びたのが、少人数の小規模の学校があって、その学校が学校規模からするととてもじゃないけど維持できる規模ではない、しかもかなり中心部から離れたところにある。しかしながら、そこでは通常の中心地の学校とは違ったきめ細かな指導ができているということで、であれば中心地で通常の学校になかなかなじめないような子ども、お子さんについてはむしろそちらのほうに行って、自由にのびのびと活動してもらったほうがより教育の効果はあるのではないかという形、いわゆる特認校という形で進めたという経緯が実はあります。

そういうことをいろいろ考えますと、今回のこの検討委員会の中で、恐らく通学区域をまたどう考えるかという議論が出てくると思いますので、その中でまた委員にはご指摘いただければと考えてございますけれども、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

1から6番につきまして、そのほかご意見、ご質問ありましたら、忌憚のないところでお願いいたします。

【委員】 事務局のほうでは既に考えていらっしゃるのかもしれませんが、今の2キロ、3キロの部分で、小学校でやはり気になるのが、これは一般的な4キロの半分ということで、距離のほうで考えても短いなということは思うんですけれども、小学校低学年の通学、登下校については、今現在およそ1時間近くかかる子もいます。

低学年の子の歩行速度がおよそ平均1キロから2キロと言われていまして、例えば距離が2キロだった場合、単純に考えても1時間半ぐらいかかってくる子も出てくる。また集団登校とかになってくると、さらに速度は落ちますし、そういったところもちょっと考えながらいかないと、安全面もですね。

例えば湘南銀河大橋のぎりぎりの辺りの学区が一之宮小学校にあるかと思いますけれども、工場がいっぱいある部分のところですね。そこで一之宮小がもしなくなって、南小まで歩くと考えたときに、1年生の足で、しかも家庭もばらばらな地域なので、そこから1人で登下校するということを考えたときにちょっと不安が残るなというところが、現場目線からの意見です。ですので、実際、歩いてみたり、そういった検証もおいおい必要にはなってくるのだろうなというふうには感じています。ただ、単純に距離だけの話ではないのかなと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

今の話は通学条件のところの4番、6番に関わる内容ではないかと思います。実際に2キロではあるけれども、特に低学年の歩行速度が遅いので、その辺りの状況、条件についても、もっと実際、安全面を含めてチェックが必要ではないかということだろうと思いますので、まず各学校からの情報をいただきながら、ここの4、5、6の検討項目につきまして、具体的に比較する際には、このような意見も、学校の情報を全部いただいてご検討いただければと思いますが、そういうところでよろしいですか。

【委員】 はい。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

そのほかございませんか。内容のところにも幾つか参照のような形で 具体的にこういった資料を検討しますよという形で書いてはあるんで すが、このほか、こういった資料とか検討項目があるのではないかとい うふうな追加の意見でも結構ですので、何かございませんか。

【委員】 6番のところの通学上の危険箇所等という資料なんですけれども、これってこれからですよね。これって町の方が調べてくださった危険箇所なのか、地域の人からとか子どもたちからお話を聞いてつくる危険箇所なのかどっちなのかなということが気になって、やっぱりその足で歩いて、その土地で暮らしている人から危険箇所を聞いたほうがより具体的でいいのかなと考えたので、それはどっちかなということが気になります。

【屋敷副委員長】 お願いします。

【事務局(高橋教育政策課長)】 こちらは、学校のほうからもこういった箇所、危険などの改善が必要だというお声も当然いただいておりますし、また町役場としても全庁で連帯しながら、各地域に職員で分担して、見回りを実際にしまして、それを取りまとめることを毎年やっておりますので、そういう意味では、保護者の方ですとか子どもたちから

の意見もそこには反映されているのかなと捉えています。

【委員】 PTAのほうになるんですけれども、小学校に関しては校外委員さんがいますので、そういう方が通学路の調査というんですか、危険なところをピックアップして、町に要望とかも上げていますので、そういう部分ことも実施されています。

【屋敷副委員長】 PTAから町に要望されている分担もあるということなので、それも反映させて、ここの検討として使っていただければと思います。

そのほかございませんか。もしなければ、次に進んで、また何かあれば振り返り、元に戻るということにしましょう。

それでは、次の項目についてお願いします。

事務局より次の資料を説明【事務局(千野教育政策担当副主幹)】

・資料NO.1 配置パターン別検討比較表 (第2段階) (案) 項目NO.7~13について

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

今の第7番、学校と地域との連携、8番もそうです。それから、施設の機能が9、10、11、12、13という確認項目、検討項目として挙がっておりますが、こういったことで、よろしいかどうか。またはほかにご意見がありましたらとお願いします。

特に今回は学校と地域との連携、それから施設の機能というところで、各A、B、C、Dの4パターンについて、検討していきたいということであります。これは今までほとんど検討してこなかったところでありますけれども、特に新たな項目ですので、積極的にご意見をお預けいただければという部分でございます。また、ちょっと分かりづらいところがあるかもしれませんので、お願いいたします。

【委員】 8番の「地域とともにある学校」についてのところなんですが、そこの部分で広域避難所という部分が内容に含まれているかと思います。これは子どもたちのためということで今回の検討委員会がありますし、地域住民のためということで、この防災の部分というのは非常に大切かなと思っています。この後の施設の機能の部分で十分な建物要件の部分にも関わってくるかと思うんですけれども、広域避難所という部分の観点をもうちょっと付け加えたほうがいいかなと思っています。

例えば、例えば夏に災害が起きた場合、体育館にエアコンがないという部分ですとか、逆に冬に寒いときもあると思うんですけれども、そう

いった部分ですとか、高齢者が学校を使う場合に、例えばスロープとかエレベーターがあったほうがいいという部分もあると思いますし、地理的な部分で、例えば候補になっている学校の中でも川の近くですとか、雨が降ったときに結構氾濫しやすい部分もあるかと思うので、そういったところをハザードマップとかいろいろそういった観点も比較するときに入れたほうがいいと思っています。それは建物要件の部分に追加するというのもありますし、例えば20項目の中にもう1つ追加して、防災の部分をつくってもいいかなと思うので、そういったところを検討していただければと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

特に防災について、学校の防災もさることながら、もっと地域防災の 観点から学校がその拠点になるので、そのための議論をしっかり検討、 確保するようなことが必要ではないかというご意見であったかと思い ます。確かに8番のところには広域避難所等ということではあるんです が、項目としては地域とともにあるといった形なので、もう少し防災の 部分を特出しするような形で整理してはという意見でございました。

【委員】 基本的には今、委員と同じような内容なんですけれども、同じといいますと、私のところは一之宮西自治会なんですね。一之宮西自治会では、一之宮西自治会地域の企業とのいわゆる懇親懇談会を年1回やっているんですけれども、災害時にその方々のいわゆる避難所として一之宮小学校を指定しているわけです。

また、逆に言えば、災害時支援についても、企業から支援をいただく ということで、自治会と企業との連携という中での防災活動も展開して いる最中なわけです。

そういうときに、それぞれの避難所の地域性あるいは企業の規模あるいは数、当然それは具体的には、いわゆる帰宅難民とかそういう人が非常に増えてくるので、そういう地域性によっては、先ほど言った体育館、避難所の重要性というのは非常に突きつけられますので、そこはちょっと加味していただきたいと思っております。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

地域とともにある学校と考えたときに、齋藤委員のご指摘のように、 企業というのはあまり教育関係者はイメージしづらかったんですが、 今、おっしゃってくださったのは、はっきり言うと企業も考えたら地域 の重要な1つのファクターといいますか、重要な観点だと思いますの で、これも防災のときに重要になってくるという観点から考えてはどう かというご意見でございました。ありがとうございました。 事務局はこの点について、何かございますか。

【事務局(高橋教育政策課長)】 ご意見ありがとうございます。

今、主に防災の視点をもう少し入れたらというお話をいただいたかと 思っております。

最初にいただいたハザードマップ上の考慮ですとか、またバリアフリー的なものですとか、あと体育館は特に避難場所、居住場所になると思いますので、エアコン等の快適な環境という意味での対応といったこともご意見をいただいたと思っておりますが、今回の検討につきましては、まずは学校教育施設としての機能を優先して検討しようという基本的な考え方があります。今いただいたご意見については、当然、防災上の視点というのは子どもたちを守るという意味で、学校に備えなければいけない機能といいますか、配慮だと思いますので、ハザードマップ的なのことでも当然のことながら、やはり学校の位置がどういった位置にあるのかといった視点でのチェックですとか、また物理的なハードの環境ということで、バリアフリー的な配慮が不足していれば、当然のことながら備えなければいけないということは子どもたちの学ぶ環境としても必要なことだと思います。

また、体育館等についても、昨今の猛暑を考えますと、本当に劣悪な中で体育の授業等を行うということは、子どもたちにとってはやはり避けなければいけないということ。教員の方にとってもそうだと思いますので、そういった施設に空調機等の設備が必要ということは、学校教育施設の機能としても求められることであります。それはイコール地域の方がご利用される場合の環境としても備えなければいけないということでありますので、こういった項目の中で、そこを考えていくということは地域の皆さんのことを考えるということにもつながるのかなと思っております。

それから、後段でいただいた自治会と周辺企業との連携による防災活動の関係ですとか、また状況によっては帰宅困難者が発生してしまうときの学校施設の活用等、それもやはり重要なことだと思っておりますので、やはりその地域における環境がどういう環境なのかということを、防災的な目線でもこの検討の中で見ていければなと思ってございます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

そのほか何かご意見ございませんか。特に学校の敷地だとか建物の内部のいろいろな機能については、先生方もいろいろご意見があるのではないかと思います。特にほかの自治体で勤務された先生方も多いのではないかと思うんですけれども、ここで先生方から、施設、敷地、それか

ら建物について、現状でいいのか、あるいは新たな機能を備えていく必要は、どういうふうにこれから必要なのかというところについて、ご意見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【委員】 ここの内容については、必要面積を十分確保するのに設置 基準というところが、学校としてそれが十分なのかどうかというのがち ょっと分からないところではあるんですけれども、今は意見は持ってお りません。

【屋敷副委員長】 設置基準について申し上げますと、この設置基準というのは公立学校の設置基準では実はありません。文科省で定めている設置基準というのは私立の学校の含めての基準でありますので、都心部の私立の学校も守るべき基準と取りあえずは言われております。そうなると、非常に面積が敷地については狭いです。もしその基準を当てはめると、寒川についてはどの学校も全く問題ないということになります。

ということなんですが、では一方で設置基準でない基準はないものだ ろうかということで、調べてみますと、実はあります。これは、昭和4 0年代から50年代に児童・生徒が急増したときに、国がそういう急増 の地域の自治体だけに公費の補助を、経費の補助をしたんです。今はも うその補助はやっておりませんけれども、その基準面積というのも実は あるんですが、それを見ますと、大体、今の寒川ぐらいの面積というこ とになっております。これも検討、評価する基準の1つとして入れても いいんですが、ただそのとき補助基準面積はそれを上限として補助をす るという基準になるものですから、設置基準が最低基準であるのに対し て、急増期の補助基準面積というのは上限というぐらいのいわれがある ので、その辺り、その両方の間に入っていればまずいいのではないかと いう検討もしていただく必要があるかと思います。そういった意味で は、ここの中には設置基準しか書いてございませんが、設置基準以外の 基準についても検討する1つの目安として入れていただければという ことをお願いします。用地について考えれば、そのような急増期の面積 基準も一応あります。

それからもう1つ、施設のほうも設置基準というのはかなり限定された基準でありますので、ある意味、最低基準です。公立学校については、補助基準面積というものがあるので、それとの比較、また、ここで多目的スペースというのが入ってきておりますけれども、多目的スペースを導入する場合には加算をするというふうに今の基準ではなっておりまして、これが結構、多い。中学校で1割。基準面積の1割増やすことが

できますし、小学校については2割近く増やすことができる。そういった面積とそういった多目的スペースがあるかないかということも、ここでは検討項目に入れていただいておりますが、その辺りの意見も含めて、ご意見をいただければと思います。

【委員】 先ほどの最初のほうのお話の中でも大規模校という部分のところが関係するかなとも思うんですけれども、寒川町の3校の中学校を基準に考えてみたときに、それぞれというか3校が2校にというところになるのだと思うんですけれども、3校にしろ、2校にしろ、やはり適正にというところをとても大事に考えていくというところの中で、まず1つは今、一番大きい学校である旭が丘中学校があります。

旭が丘中学校は、このA、B、C、Dの表で考えていった場合に、名 称とかその辺のことは分かりませんけれども、旭が丘中学校の場所にあ る中学校と、そして寒川中学校または寒川東中学校の場所にもう1校と いう考え方になるのかもしれないんですが、そうなったときにやはり大 規模まではいかないかもしれないんですけれども、規模の大きい中学校 が2校できるというイメージになるのかなと考えられます。その場合、 さらにそこに地域連携の機能をというところも考えていくと、やはり施 設的な、授業をやったりする教室もゆとりがあれば一番いいだろうなと 思うし、あと地域の方々と連携していくに当たっても、やはり環境的な スペース的なものも急遽必要になったときに、この部屋がこれに代わる というよりは、日常的な生活の中で、ここは地域の方とも日々関わりが 何かつくれるようなものがあったほうがいいのかなとも考えたられま す。中学校の学校数は減るけれども、少し規模の大きくなるというふう なことを考えたとすると、また地域も一緒にという考えだとすると、や はり施設とか環境的な部分のところのゆとりも何か考えていくことっ てとても大事だなと、お話を聞きながら思いました。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

敷地、建物のゆとりというのが結構これから重要になってきますよということ。これは学校教育だけじゃなくて、地域との連携という点からも重要だというお話でありました。

【委員】 敷地とかそこのところについてはあまり意識していたことはないので、ここで意見はないんですけれども、11、12、13あたりで考えると、例えばICT化であったりとか、いろいろ教育方法等の多様化ということを書いてありますが、大分、先の話になるかと思うので、今、具体的にこういったことを両立させるとかそういう議論はここでしてもあまり意味がないのかなと思います。

ですので、やはり行政としては教育予算をしっかりと充実させていく。また、修繕、増改築といった部分についても常に意識をしながら、行政の中で横のつながりを取っていただいて、いろいろなケースに対応できるように、毎年、毎年、気を遣っていただければいいのかなと思っております。

ここでいいますと、先ほど体育館の空調のお話がありましたけれども、先月の25日のプレスリリースを拝見しましたが、次年度でしょうか、体育館にエアコンが設置されるということで、本当にありがたく思っております。寒川町としては教育予算についてしっかり考えてくださっているなというのは非常によく分かりますので、ここで話すことじゃないかもしれませんが、現場とまた連携を取って、両輪がそろっていければいいのかなと思います。こういったことに関して、備えがあればすぐ動けるような意識を持っていければいいと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。 そのほかありますでしょうか。

【委員】 12番の施設の関わりについて、質問ですけれども、例えば先ほど前段では子どもの推移で、ある程度、学校における規模という視点で見ている部分があると思うんですね。ここでいう12番で、ある程度、施設ということからいいますと、例えば財政上の問題とかいろいろ言うことがあるんですけれども、例えば小・中学校の借地、いわゆる寒川町の独自の土地があるのかないのか。借地がどのぐらいあるのか。これはある意味では、再編なり、移動なりの計画を立てたりしたときに、ただ、生徒数だけで判断するんじゃなくて、その土地が果たして全部寒川町なのか、あるいは半分以上が借地なのか。ということは、借地の場合は10年、20年、30年、あるいは100年先まで払わないといけないことです。あるいは買うということになるんですか。そういった意味では、単なるそういう部分だけで見るんじゃなくて、その土地がいわゆる自前であるのか借地であるのかっていうのも大きな判断材料になってくるので、ここはちょっと加味していただきたいなと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

非常に貴重なご意見だったと思います。なかなかすぐは思い浮かべることができないことなんですが、全国に確かに借地である校地というのも結構あるんですが、その点、寒川のほうはどうでしょうか。事務局からお願いします。

【事務局(高橋教育政策課長)】 ご意見ありがとうございます。まず、順番が前後してしまいますけれども、借地の状況。学校の敷地につ

いては、一部、借地の部分はございますけれども、この公共施設の総合管理計画ですとか再編計画の中ではできるだけ借地については購入することで解消していこうと。それは借地であり続ければ続けるほど財政負担がもう永遠に続いてしまうといったこともありますので、解消の方向で必要な土地、学校の用地については予算をかけて購入できるものについては購入していこうということで、減らしていくという方向性でおります。事務局の検討の中でも、やはりそういった借地の状況等についても、きちんと確認しながら進めていくということは非常に重要だと思います。

それから、他の委員からいただいた教育予算の確保ですが、これはやはり非常に重要なことで、貴重なご意見をいただいたと思っております。少子高齢化が進んでまいりますので、寒川町では今後1万人ぐらい人口が減ってしまう。単に人数が減るだけではなくて、我々、働き世代と言われる生産年齢人口ですとか子どもたち、14歳までの年少人口と呼ばれる、いわゆるそういった世代の人数が減ってしまうということが非常に問題視されていくということでの、学校再編の状況でもありますので、教育予算をしっかりと確保していくという目線を、それはそれで重要な視点としてきちんと持たなければいけないということだと思います。その中できちんと予算を確保することで、充実した教育環境を確保していけるということになると思いますので、やはりこの検討の中にもそういった部分、不可欠な視点ということで、教育予算の確保をいかにしていくかということは重要なことだと思いますので、貴重なご意見として、しっかりこの中でも検討に反映してまいりたいと思っております。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

それでは、この辺り他に何かご意見がございましたら、お願いいたします。

【委員】 自治会として地域の集会所を持っておりまして、これは町の施設なんですけれども、公共施設再編の中で、児童生徒が減る中で、その機能を10年ぐらいかけて、とにかく学校に集約させていこうじゃないかという何か計画があったと思います。自治会の施設についてもどうしていくのかなという検討をしているんですけれども、こういったこともリンクさせて考えていかなきゃいけないのかなと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

今の話は地域とともにという考え方と同時に、複合化の課題でもあろうかと思いますので、この辺りも検討項目の中で次回、具体的に検討の

結果をお示しいただければと思います。

ほかに何かありますか。

【委員】 少しずれてしまうかもしれないですけれども、教育方法等の多様化ということで、ICT化への対応は十分か、私たちとしても気になるところで。先ほど通学のところと関連して、4キロ、2キロ、それぞれ小学校、中学校、ともに関わるのですが、もう既に中学校ではタブレットなんかも配られていると思うんです。

教科書のデジタル化とかというところは、町で対応を検討するようなことなのか、国で行われるようなことなのか。というのは、先ほど小学校の通学の距離が4キロといったことだったんですけれども、先日たまたま娘の通学のときのリュックの重さを測ってみたら12キロぐらいだったんですね。12キロのものを抱えながら4キロを歩くって、やっぱりなかなか大変だなと思いますので、早く教材のデジタル化がされると、通学の安全性にも関わってくるのかなと思いました。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

寒川町の学校では置き勉はしてはいけないんですか。置き勉というのはロッカーに次の日も使うものは置いておいて、家に持って帰らないで済むという、結構これは全国的に数年前か、ちょっと話題になったことがあるんですが、この辺りのことを考えると、その可能性もちょっといろいろあるところがあるかもしれませんが、何かご意見がございましたらお願いします。そもそも置き勉が可能なのかなど。

【委員】 教科によってはそういうこともありますし、学年とか学校の考え方によっていろいろあるのかと思うんですが、昔ほどは厳しくはなっていないのかなと思います。そもそも教科書1冊の厚みが以前とまるで違いますので、とても1年生が持つ量とは思えません。

デジタル化については、今、少しずつ入ってはきていますけれども、 全然違う視点で賛否ありまして、やはり身体的にしんどくなってくると か、やはり使いづらいとか、いろいろな問題が出て、よい部分もあれば そういったところもあります。置き勉についてはあります。

【事務局(黄木学校教育課長)】 まず、置き勉のお話ですけれども、中学校等では置いていっていいもの、持ち帰るものを年度ごとに各教科担当で確認しており、きちんとルールづくりをして行っているというところです。ただ、やはり学校での学習だけでなく、家庭での学習ということも非常に大事になってきたりしますので、その点では家庭に持ち帰る部分のテキスト等、やはり多くなりがちかなというところはございます。

デジタル教科書については、報道によりますと、令和6年度から本格的に導入というふうに今、動きがあると言われております。ただ、委員がおっしゃったとおり、様々なメリット、デメリットがあります。そうした中で、6年度にいきなり全部デジタルにするような形ではなくて、紙とデジタルを併用するというような形になると伺っております。その中で、教科書等の持ち帰りの仕方をどういうふうにするか。併用しながらということで、どちらかに置いていってもいいかとかという運用面は、今後、決まり次第、また検討が必要かなと思っているところです。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

そのほかございますか。

【委員】 子どもが旭小学校なんですけれども、大分校舎がへたれて きているので早く直していければと思っています。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

老朽化の問題。場合によっては、改築のほうですね。ありがとうございます。

そのほか、ご意見があったらお願いしたいのですが。

【委員】 資料のナンバーで何番かというのが、ちょっとまたいでいくので何とも言えないんですけれども、先ほども意見があった地域の方がアクセスしやすいようにというナンバー7の話になったりとか、あるいは6番になりますけれども、小学校1年生が通いやすいようにという通学路の話も出ていました。

このナンバーごとに見るのももちろん大切だとは思うんですけれども、例えば地域住民が学校へのアクセスが容易であるかという話になったときに、例えば車椅子の方でも学校に行きやすいような通学路があるというふうに整備ができてくると、それだけ通りやすい道になってくるので、逆説的に小学校1年生でも安全に通えますねという結果になっていったりとか。または先ほどの11番の校内LANの整備とかあるいはICT化っていう話が出ていましたけれども、その校内LANを整備するだけではなくて、広域避難所になったときに、最近ですと、皆さん、スマートフォンを持っていますので、そこの電源を確保するあるいはネットワークの回線を、WiーFiのほうがデータ通信は速いので、そこを避難する方にも開放できるようなシステムを組んであげるとか、一個だけを注目するのではなくて、ここを整備すると副次的にですけれども避難する場所として機能したときに利便性が上がるとかいったことも注視して取り組んでいってほしいなと思っています。

最近、私の仕事関係で、AEDのようなスペースで40から50台ぐ

らいのスマートフォンを充電できる蓄電池についてセールスに来た方もいらっしゃったので、そういった情報も仕入れて、有事への際には充電もできる、ネットワークの環境も整っているので、情報の提供もしやすくなるといったようなコンセプトをもって取り組んでいってほしいなと思います。

【事務局(高橋教育政策課長)】 ありがとうございます。

今、本当にご指摘いただいたとおり、1つ1つの項目をそれぞれ細切れで見るのではなくて、やはりここをこうやればこの項目についても、今、まさしくお話しいただいたように関連してよくなるといったような考え方といいますか、見方というのは非常に重要なことだと思いますので、貴重なご意見ということで受け止めさせていただきます。この検討がすごく複合的といいますか、複眼的な内容になるように進めていければと思っている次第でございます。

【委員】 今のお話を聞いていて、確かに学校によって、スロープがある学校、ない学校だったり、エレベーターがあったり、なかったり、そういう福祉的な意図はないにしろ、低学年の教室に壁がないクラスが南小にはあって、そういうのもすごくいいなと感じていて、冷房とか暖房とかとなるとそれは不便になってしまうなと思うんですけれども、そういうふうに学校に福祉的な役割というか、設備があるかないかという項目が含まれているかもしれないですけれども、それはそれで見える化してあってもいいのかなと思いました。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

施設をいろいろチェックするときの細かな内容に関わる発言でございました。

それでは、一通りご意見を伺ったところなので、次にまいりましょう か。

【委員】 先ほど意見がありました生徒とか子どもたちの部分と、あと僕たちの部分と多分両方、いろいろな複合的にやっていくと、予算の問題とか何とかなるのかなという部分があると思うので、何かそういったところでいろいろ連携を取りながら進めていただけばうれしいなと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

それでは、次にまいりましょうか。次の確認項目についてのご説明を 事務局、お願いいたします。

事務局より次の資料を説明【事務局(千野教育政策担当副主幹)】

・資料NO.1 配置パターン別検討比較表 (第2段階) (案) 項目NO.14 ~21について

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

このところは経費の問題、新しい学校の形をつくる場合の課題等の整備、それから少人数というものでありますけれども、何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

私のほうから確認ですが、20番の少人数教育でありますけれども、これについては、小学校については35人学級が6年生まで国の方針としても出されていまして、となると、これは中学校の35人学級について、もし実現するとすれば、教室が足りるかどうかということを検討するというときに中学校を念頭に置いていたことなのか、あるいは、よくあるんですが、1クラスを2つに分けて授業展開するようなことを考えたときに、そのような少人数の教室があるかないかも含めてのことなのか確認をさせていただければと思います。

【事務局(高橋教育政策課長)】 20番の意味するところというご質問をいただきましたけれども、事務局での考え方については、屋敷副委員長がまさしくおっしゃっていただいた中学校については、小学校で35人学級を導入した効果等を検証した上で検討していくとなっておりまして、今のところは学級の編成の考え方は1クラス当たり40人のままですので、中学校も少人数教育を導入した場合、出てくるような課題というものも考えたいと思っておりますし、あと小学校の場合の教室の数として足りる、足りないという話も出てくると思いますので、主にそういったところを見ていきたいと思ってございます。別の視点もあるんじゃないかということや、不足しているものがありましたら、ご意見いただければと思っております。

【事務局(黄木学校教育課長)】 高橋課長からもご説明がございましたけれども、まず、少人数のことについては、用語の定義をしっかりとさせていただいたほうがいいのかなと思います。少人数学級というのは、いわゆる1学級当たり35人を上限としたり、中学校ですと40人を上限としたりという学級単位のお話になります。1つの学級を例えば半分に割って、まさに20名以下ですとか18名以下とかという形で、また1人ずつ教員がついて、まさに少人数で学ぶという、これは少人数学習ですね。学級ではなくて少人数学習という形態になりますので、少人数学級と少人数学習という2つをしっかりと分けて考えていただいて、それら2つを総合的にいうと少人数教育と捉えるということがまず

1つございます。

また、昨今、少人数学級というところでは、国のほうも中学校に対して上限を40人からまた小学校のように35人以下にするのかというところは、若干そういう系統の動きも出てきてはおりますが、はっきりとした動きはまだ見えていないところですので、今後、その動きは注視していかねばならないと思いますし、またそれに応じてどういうふうに、そういう可能性のあることを想定しながら、そういう教室数がどのぐらい必要になるのかというところも視点としては非常に大事になってくるかなと思います。

さらに、先ほどの少人数学習のほうでございますけれども、先日、海老名市立今泉小学校で新しい校舎の形といったものが新聞報道等でも出ておりました。様々な教育の取組が新しく変わってきている時代の中で、教室の例えば壁が移動式になっておりまして、大きくしたり、または分断したりと、そういった施設の造り方というのも工夫されているようです。そういった視点のところで、少人数学習を行う際に、1つの教室をパーテーションで区切れるような形が可能なのかどうかといった部分なども考慮していくと、また今後の子どもたちの未来の教育環境づくりというところでは非常に大事になってくるのかなと考えているところです。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

今の少人数学習の1つの教室を半分に区切れるようなつくりというのは多目的スペースの補助に関わって、非常に最近増えておりますが、 寒川町の小・中学校でこのような教室、多目的スペースは実際どのぐらいあるのか、また使い勝手については何かご意見等、ございましたら、 先生方にお伺いしたいと思いますが、何かございますか。

【委員】 中学校の例ですけれども、多目的室という名称ではありますが、現在は英語の授業で使う教室として掲示物などで使用しており、また英語の授業だけというふうに限定はせずに、必要に応じて使えるような形は取っております。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

小学校のほうでは何か。ありますでしょうか。

【委員】 小学校のほうではいろいろな取組をしていますので、クラスにより状況がことなります。担任の先生がいるクラスに子どもたちはいるわけですけれども、ほかの教室を使ってということはやっています。ただ、やはり学校をこれから考えていく上で、要は学級数、例えば2年1組、2年2組、ほかの教室がなければそういうことは使えないわ

けですね。ですから、今の現状の小学校についても、クラス数が増えていけばそういう部屋はなくなってしまうので、そういうことに使える可能性はなくなると。今、小学校のほうは現状、余剰の教室というのをほかのことに使っていますので、例えば防災倉庫に1部屋使っていたり、ほかの目的で使っている部屋が幾つかあるわけです。そうすると、そうやって使う可能性がどんどん絞られていってしまう。

これから考えていくのは、子どもの数でクラスが何クラスあります よ、だから部屋は何個ですよというのではなくて、もっとほかの余剰の ものを持っていて、今、小学校でも外国語、英語で使っていたり、また クラスを半分に分けてやったりという余剰の教室というのを、やっぱり どういう形で計算していくのか、そこにあると思います。

今現状では使える教室を先生たちが工夫して使っています。必要だからやっているというよりは、余剰の教室を工夫して使用している形になるかと思います。ですから、これからを考えるときには部屋数というのもそういう形でどういうところが理想なのかは考えていく必要があるかなと思います。

また教室と同じ大きさの教室ではなくて、大きな教室があればまた違う使い方ができるわけですね。なので、南小学校は町内で最後にできている学校ですので、大きさはいろいろな教室を持っていますし、また使い勝手のいい教室もあります。先ほどお話にありました1階は壁を取ることもできたり、それから1階の教室は廊下がほかの学校に比べると格段に広かったりします。ですから学年で1年生、2年生は教室以外に使えるスペースがあります。そういうところはちょっと考えていかれるといいかなと思います。

話は戻りますけれども、子どもの数、学級の数イコール部屋数とやっていると、もう何の余地もなくなっちゃうということになるかと思います

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

学習のための余裕のスペースというものの重要性ということのお話だと思います。ありがとうございました。

経費等々の問題につきまして、そのほか何かご意見ございますか。

【委員】 今の話の関連で。委員がおっしゃっていることは本当にそうだなと、現場で働いていても思います。旭小学校でいうと、数年前は空き教室がゼロになりまして、いわゆる多目的室、普段の教室より広いところが1つ教室になりました。七百何十名ということで、クラスも非常に多く。ただ、今は少し減ってきたんですけれども、それにしても空

いている教室は2つです。その中でやりくりをしていて、余剰になる部屋というのはとても確保できない状況です。これが少人数学級はとても現場の職員としてはありがたい話なんですけれども、そういったハード面については不安があるかなと。これから何か新しくしていくのであれば、先ほどおっしゃっていたように、余剰の余剰ぐらい取っていかなければいけないのかなとは思います。

少人数学級というのは先生たちにとっては非常にありがたい話ではある一方、ちょっと話はずれますけれども、今、先生の数が非常に減っています。少人数学級というのはとてもありがたいんですが、とても実現できる気がしないというのが本音です。産休、育休、療養休暇の代替教員も確保できていない中、教員採用倍率も神奈川県は2倍を切りました。他県では1倍前後というところも出てきていますし、全体、学校制度、教育制度の在り方というのをもう1回見直していかなければいけない。その中で私たちは何をできるのかということも含めて、理想は理想なんですが、成り手がいなければ仕方がありませんので、どのようにしていくのかなということも注視していくのかなと思っています。

【屋敷副委員長】 今の学校教育に関わる根本的な課題を先に言っていただいたことですが、この辺りも考えながら、今後いろいろ町のほうでは対策を考えていただければと思います。

そのほか何か経費、それから学校の新しい形等々について、ご意見ございましたらお願いしたいのですが。特にありませんか。

ありがとうございます。また何かございましたら、最後に時間を取り たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で配置パターン別検討比較表の検討は終了したということでございますが、今日はこの次に事例紹介がございますので、事例紹介をいただいて、また時間が多少余りましたら、またこの検討の内容のほうに戻るということを考えたいと思います。

それでは、議題(2)事例紹介について、ご説明をお願いします。

事務局より次の資料を説明【事務局(押味教育政策課専任主幹(兼)学校教育課専任主幹)】

・資料NO.2 事例紹介について (小中一貫校について横浜市の事例を紹介)

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。 何かご質問がございましたらお願いいたします。 【委員】 事例紹介の部分の質問というか、あともし屋敷副委員長のほうでも何かご存じだったら教えていただきたいんですけれども、小・中学校乗り入れるに当たって、いろいろ会議を行っているということなんですが、例えば同じ職員数だといろいろ密に会議とかコミュニケーション、先生同士のコミュニケーションは取りやすいかと思うんですけれども、そういったところのコミュニケーションって離れているとなかなか難しいのかなという部分と、特に小学校と中学校って時間割ですとか放課後、多分、会議をやるとすると放課後の時間になるかなと思うんですけれども、小学校と中学校で時間割とか放課後の先生の使う時間って多分違ってくると思うんですけれども、そういった乗り入れに当たってのいろいろコミュニケーションの時間とか会議の時間ってどうやって調整されているのかなというのをちょっと伺えればと思いました。

【屋敷副委員長】 まずは横浜市の例につきまして、何かこの辺りで コメントがありましたらお願いします。

【事務局(押味教育政策課専任主幹(兼)学校教育課専任主幹)】 担当の方からそこの部分で直接的に私どもお聞きしていないんですけれども、話の中であったのが、公開授業とかそういった部分でそれぞれ小学校の先生が中学校の授業を見にいったりとか、中学校の先生が小学校の授業を見にいったりといった場面があるそうです。その場合については、例えば午後の時間はカットして、その授業のあるクラスだけ授業をして、先生たちが行きやすい環境をつくっているということはお聞きしたところでございます。

【屋敷副委員長】 委員からお話がありましたように、小と中は時程が違うので、なかなか時間が確保しづらい。特に中学校のほうは教科担任ですので、その時間帯に授業がないということで、いろいろその1日の中で会議に充てる時間はつくれますが、それでも全ての先生がそろうのはなかなかできない。ましてや小学校のほうは学級担任ですので、1日いると放課後しか時間がないということになってきます。

それは分離型の小・中一貫校でも施設一体型の小・中一貫校でも同じ問題があります。さらに分離型ですと距離が離れているので、先生が一堂に会する、会議をする先生がどこかに集まってということになると、結構大変なことなので、年間の計画を事前につくって、それで動くという事例があると私のほうでは把握しております。ですから、その点では年間計画が大事だろうということ。

あと夏休み、冬休みといった長期休暇の時間も有効に活用して会議を 行うという話もよく聞くところでありますが、いずれにしても何とか通 常の授業をやりながら時間を確保するというところが大きな課題になっているというのが前回、前々回というんですか、その前ですが、私のほうで全国の小・中一貫教育の課題について、文科省の調査結果をお話ししましたが、その中でも研修であるとか打合せの時間の確保というのは上位に上がっている大きな課題であることは間違いありません。そこを何とかやりくりしてやっているというのが実態ということでございます。

初めからもう年間の計画あるいは1学期、2学期の計画の中で、各学校が調整してその会議の時間割を組むといったことが基本であろうかと思っております。

ということでよろしいでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。

【屋敷副委員長】 そのほかいかがでしょうか。

ほか先生方は、何か感想でも結構ですので、何かありましたらお願い します。

【委員】 この併設型小・中一貫のここに至るまでのところはどうだったのかななんていうのをちょっとお話を聞きながら思いました。例えば寒川のような形で学校数のこととかも含めてこういう形を取ってきたのかとか、お話があったのかもしれませんけれども、聞き洩らしてしまったかなと思いましたので、お願いします。

【屋敷副委員長】 それについては、私も同じ今後の小・中一貫の資料を以前見たことがあるので、その範囲で私がお答えしたいと思います。

この話は、実はこのように小学校2校に対して中学校1校というパターンもありますし、1つの小学校から5つの中学校に行っているというパターンも三、四回以上あったと思います。必ずしもきれいに小学校と中学校の通学区域が分かれていませんので、その中ではいろいろ調整しながら、取りあえずは現在ある小・中学校全てを小・中一貫教育にすべく組合せをつくったということです。なので、学校によっては、中学校2つに小学校複数が小・中一貫をやっているという体制のところも以前はあったと思います。以前の資料には生かしていくものがありましたので、そういう意味では通学区域の地域と小と中の通学区域の調整をどうするかという部分は確かに大きな課題になるのであろうとは思います。

そういった意味でいいますと、今回の案をお示しいただいたところは、通学区域はきれいに整合しているところの事例と理解してよろしいですか。

【事務局 (押味教育政策課専任主幹 (兼) 学校教育課専任主幹) 】 はい。

【屋敷副委員長】 ありがとうございましす。ということなので、そういった意味では比較的、寒川の町に適応できるような、参考にできるような事例を紹介しましたというところだと思います。ありがとうございました。

【委員】 感想的になるんですけれども、その前にちょっと確認させていただきたいんですけれども、先ほどのブルーのほうの資料の18番の小・中一貫教育導入時の有効性というところでは、事務局のほうから分離型小・中一貫校というのが出たと思うんですけれども、今ここの話の流れの中だと、併設型小・中というふうに出ていますね。これは今、この話の土俵に上がっているのはどちらなんでしょうか。

【事務局(黄木学校教育課長)】 小・中一貫教育の形については、まず義務教育学校か、もしくは併設型の小・中学校かという分類があります。それぞれに、建物として一緒になっているのか、それとも離れているのかというような形式がまたあるということです。正確に言うと併設型の分離型小・中学校というものの小・中一貫校の形式と、捉えることができるかなと考えております。

【委員】 ありがとうございます。そうなると、先ほどの18番のところに横目に見ながら今の話を聞いていたんですけれども、18、19、20のところに各施策を推進していくための課題整理を行いますということで話をされていたと思うんですね。そうすると、ここで話が進んでいくというのは、小・中一貫教育導入を検討していくという捉え方でいんでしょうか。それとももうやっていく。今後ここを考えていく、先ほど頂いた表を考えていく上で、その中にこれが出てきたものですから、じゃあやっていくんだなと。全部でやっていく形なんですか。

【事務局(高橋教育政策課長)】 寒川町内におけるこの18の小・中一貫教育につきましては、期間としては10年ぐらいかかるかなというスパンといいますか、期間をかけて導入に向けて進めていくというのが基本的な考え方ということでございます。

【委員】 ありがとうございます。ご感想を言わせていただきます。 現状でも中学校の先生が小学校に来て授業をしていただいたりという ことはあるんです。小学校、中学校のほうで話をして、やはり中学校に 行くときに子どもたちが戸惑わないように、小学校6年生の最後のほう に中学校の先生が来ていただいて、出前授業なんて呼んでいますけれど も、そんな取組をしていることもあるんですね。また、小学校側から支 援に行くということはほとんど現状ではありませんけれども。

去年、おととしというところでは、試行という形で、中学校の先生が小学校で1年間通して授業を持っていただくというようなことも教育委員会主導でしていただいたかと思います。そういう取組はやはり効果はすごくあると思うんです。

ただ、やっぱりこれからのことを考えると、もしかすると10年先を考えたときに、小学校も中学校も教え方が大分変わってくるんじゃないかなという想定が既にあります。小学校のほうも皆さんが学校で、中学校で授業をされたときにあったイメージ、国語は国語の先生、数学は数学の先生、社会は社会の先生っていうのが中学でやってきたんですが、小学校のほうも高学年のほうはもうそういう形にどんどん移行しているんですね。それは学習の効果であったり、先生たちの働き方であったりというところで、どんどん変わっているので、10年先どうなっているのかというのを、もしくは10年先どうありたいのかというところを考えながら、今後のことを計画していかれたらいいなと思いました。感想です。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

そのほか何かご意見、ご質問ございませんか。ズームの参加の皆さん も何かございませんか。よろしいですか。

それでは、横浜市の併設型、分離型の小・中一貫教育のご説明、ご報告は以上とさせてください。

それでは、次にまいりたいと思います。

今回の主な検討テーマというのは特に配置パターンの検討比較について、この検討項目、確認項目を吟味するというところが大きな課題でありましたが、最後、何か言い残したこと、特にこれだけは言っておきたいということがございましたら、今一度、ご意見をいただければと思っております。何かございますか。

【委員】 ここまで数回の会議であったり、本日の内容であったり、特に今日の事例紹介の部分で他の委員からもありましたけれども、これがするのか、していく方向に決定なのかという部分も含めて、ちょっと現場の職員のことを考えると非常に深刻だなと感じておりました。

10年後、20年後というと、今は若い教員が核になってくる部分で他人事ではない話ではあるんです。それがやはり現場の職員にまるで説明がなく進んでいくというのは非常に問題なのかなと。やはりこれはしっかり学習会といいますか、説明会、共につくっていくというスタンスで進めていただきたいなということを強く思っています。これが突然現

場に下りたときに、大変な騒ぎになるかと思います。きちんと進捗状況 であったり計画を説明していく必要が委員会のほうにはあるのかなと いうふうに感じました。よろしくお願いいたします。

【屋敷副委員長】 事務局から何かありますか。

【事務局(高橋教育政策課長)】 ありがとうございます。

当然のことながら、現場の先生方はじめ、以前からもご指摘いただいているとおり、そういった部分ではいろいろな形を考えてお話を知っていただくという機会を当然設けていきたいと思いますし、そこは校長会の校長先生方のご意見等もいただきながらしっかり進めてまいりたいと思っております。

先ほど、前段に委員のほうからも、特に少人数教育の関係等では、やはり先生方の数ですね。本当に実現できるだけの体制が取れているのかといったところがやはり我々事務局としても、特に20番の少人数教育の検討の中身を考えている中では、ここはやはり先生方の体制というのが大きく関わってくるところだよねと話していたところでございましたので、まさに現場のご意見という形で委員のほうからそこのところをずばりご指摘いただいたということは非常に重く受け止めております。

関連しますけれども、やはり先生方の体制を取るのも特にクラスの数ですとか、細かく分ければ分けるほど人員の確保が必要になってまいりますし、それには予算がかかるということで、繰り返しになりますけれども、教育予算の確保というのはそういう意味でも非常に重要なことだと思っておりますので、そこも含めて寒川の子どもたちにとって、将来目指すべき教育のカリキュラムをどう整えるかということはしっかり事務局として考えてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いできればと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。 お願いします。どうぞ。

【委員】 先ほどの現場の先生方の意見ということは非常に大切かなと思っています。前回の検討会でもお話ししたんですけれども、秋口に住民懇談会という形で開催されるかと思うんですが、ちょうど何かテスト期間に重なってしまっていてちょっと難しいみたいなお話があったと思うので、何かそういったところをうまく調整していただければ、現場の先生方にうまく説明すると、先生方も納得していただいて、それが強い理解者になるといいますから、現場の先生方を巻き込んでいくと円滑に進むのかなというふうにも個人的に思いました。何かそういったところを調整していただきながら進めるといいのではないかなと思いま

した。

【屋敷副委員長】 ご意見、ありがとうございました。 事務局から特に何かございますか。お願いします。

【事務局(高橋教育政策課長)】 今後、オンラインの懇談会ですとか対面式での懇談会ですとか設けてまいりたいと思っておりますけれども、今委員のほうからいただいた何かと重なっているということが生じてしまうと、やっぱり参加したくてもできないという状況になると思いますので、そうならないように調整することで、学校現場のほうにもきちんとお話が通るようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

【屋敷副委員長】 それでは、次にまいりたいと思います。

4、その他でございますが、最初に事務局から説明をお願いいたします。

【事務局(千野教育政策担当副主幹)】 まず、次回の日程になりますが、来月9月28日水曜日、午後2時から東分庁舎2階、この第1会議室、変わらずこちらで行う予定となっております。また、こちら、コロナの状況を見ながら開催してまいりたいと思いますので、場合によっては本日のようにウェブと対面との併用という形も考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、記載がないのですが、9月28日の検討委員会の前に、9月25日の日曜日になるのですが、先ほど委員からのお話にもありましたオンライン懇談会を開催したいと考えております。こちら、午前と午後と2回に分けて開催を予定しております。またオンライン懇談会なんですが、場合によってはそういう機材がない方々でも参加ができるように、こちらの対面のところで一緒に参加できるような形も取りたいと考えております。ただ、感染症が拡大している状況ですので、人数は結構制限をさせていただくような形になろうかと思いますが、25日について開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からのその他としては、以上となります。

【屋敷副委員長】 今の事務局の説明に対して、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】 確認なんですけれども、9月25日の予定の時間は分かりますか。

【事務局(高橋教育政策課長)】 事務局から25日の関係、あくまでも今の予定ということですけれども、お答えさせていただきます。

9月25日日曜日の午前中につきましては、9時30分から11時3

0分までの2時間、9時半から11時半までの2時間を午前中は予定しております。午後につきましては、午後2時から午後4時、14時から16時の2時間で行いたいと考えております。

【委員】 ごめんなさい。一応、参考までに、25日は旭小学校の避難所運営訓練というのが入っているんですよ。ですから、ちょっと午前中は無理かなと思ったんですけれども。

【事務局(高橋教育政策課長)】 ありがとうございます。皆さんいろいろご予定、ご都合あると思いますので、そういう意味で午前と午後の2回を設定させていただいて、後からこちら動画でも見られるような形で、対応も取りたいと思っております。参加の対象としては、どなたでもという形を取りたいと思っております。特に町内在住、在勤等にこだわらず、もともとお住まいの方でも今では町外にお住まいの方もいらっしゃると思いますし、年齢等も、長い目でいえば40年先というようなお話もありますことから、特に成人じゃなければいけないとか、制限等もしない形で考えております。この検討会の委員の皆様につきましては、ご参加がもし可能な方につきましてはご参加いただきたいんですけれども、必ず出ていただきたいということではございませんので、念のため申し添えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

それでは、引き続き、事務局へお返しいたします。

【内田教育次長】 ありがとうございました。

本日もたくさんの意見をいただきまして、ありがとうございます。この表側のところについては、様々なご意見をいただいて固まってきたかなと思いますので、次回、本日いただいた意見を参考にしながら、今度、備考欄のほうにも事務局の案を入れた形で、次回のときにお示しできればと思っております。

それでは、これをもちまして、第8回寒川町立小・中学校適正化等検 討委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

配付資料

資料NO.1 配置パターン別検討比較表 (第2段階) (案)

|資料NO.2 事例紹介について

議事録承認委員及び 議事録確定年月日

齋藤正信、露木武光(令和4年10月7日確定)